



# 平成30年度ごみ分別収集カレンダー [4月~9月]

※10月~3月は裏面

## ごみの出し方

- ◎ごみは、決められた日の朝（午前8時30分まで）に出してください。
- ◎決められたごみステーションに出してください。
- ◎指定袋は、しっかり口を十文字に結んで出してください。
- ◎ごみの分け方・出し方に責任を持って出してください。

- も** もやせるごみ
- ビ** ビン・ガラス類
- か** かん類・もやせないごみ  
蛍光管・乾電池・水銀体温計
- ペ** ペットボトル・段ボール・紙パック
- 雑** 新聞・雑誌類・白色トレイ

### 4月

April

日	月	火	水	木	金	土
1	2 <b>ビ</b>	3 <b>も</b>	4 <b>雑</b>	5	6 <b>も</b>	7
8	9 <b>か</b>	10 <b>も</b>	11 <b>ペ</b>	12	13 <b>も</b>	14
15	16 <b>ビ</b>	17 <b>も</b>	18 <b>雑</b>	19	20 <b>も</b>	21
22	23 <b>か</b>	24 <b>も</b>	25 <b>ペ</b>	26	27 <b>も</b>	28
29	30 収集は ありません					

### 5月

May

日	月	火	水	木	金	土
		1 <b>も</b>	2 <b>雑</b>	3	4 <b>も</b>	5
6	7 <b>ビ</b>	8 <b>も</b>	9 <b>ペ</b>	10	11 <b>も</b>	12
13	14 <b>か</b>	15 <b>も</b>	16 <b>雑</b>	17	18 <b>も</b>	19
20	21 <b>ビ</b>	22 <b>も</b>	23 <b>ペ</b>	24	25 <b>も</b>	26
27	28 <b>か</b>	29 <b>も</b>	30 収集は ありません	31		

### 6月

June

日	月	火	水	木	金	土
					1 <b>も</b>	2
3	4 <b>ビ</b>	5 <b>も</b>	6 <b>雑</b>	7	8 <b>も</b>	9
10	11 <b>か</b>	12 <b>も</b>	13 <b>ペ</b>	14	15 <b>も</b>	16
17	18 <b>ビ</b>	19 <b>も</b>	20 <b>雑</b>	21	22 <b>も</b>	23
24	25 <b>か</b>	26 <b>も</b>	27 <b>ペ</b>	28	29 <b>も</b>	30

### 7月

July

日	月	火	水	木	金	土
1	2 <b>ビ</b>	3 <b>も</b>	4 <b>雑</b>	5	6 <b>も</b>	7
8	9 <b>か</b>	10 <b>も</b>	11 <b>ペ</b>	12	13 <b>も</b>	14
15	16 <b>ビ</b>	17 <b>も</b>	18 <b>雑</b>	19	20 <b>も</b>	21
22	23 <b>か</b>	24 <b>も</b>	25 <b>ペ</b>	26	27 <b>も</b>	28
29	30 収集は ありません	31 <b>も</b>				

### 8月

August

日	月	火	水	木	金	土
			1 <b>雑</b>	2	3 <b>も</b>	4
5	6 <b>ビ</b>	7 <b>も</b>	8 <b>ペ</b>	9	10 <b>も</b>	11
12	13 <b>か</b>	14 <b>も</b>	15 <b>雑</b>	16	17 <b>も</b>	18
19	20 <b>ビ</b>	21 <b>も</b>	22 <b>ペ</b>	23	24 <b>も</b>	25
26	27 <b>か</b>	28 <b>も</b>	29 収集は ありません	30	31 <b>も</b>	

### 9月

※10月以降は裏面です。

September

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 <b>ビ</b>	4 <b>も</b>	5 <b>雑</b>	6	7 <b>も</b>	8
9	10 <b>か</b>	11 <b>も</b>	12 <b>ペ</b>	13	14 <b>も</b>	15
16	17 <b>ビ</b>	18 <b>も</b>	19 <b>雑</b>	20	21 <b>も</b>	22
23	24 <b>か</b>	25 <b>も</b>	26 <b>ペ</b>	27	28 <b>も</b>	29
30						

## 家庭からの直接搬入ごみ

- 一度に家庭から多量のごみ（30kg以上又は1m<sup>3</sup>以上）や袋に入らない粗大ごみを排出する場合は、「広域クリーンセンター大田原」に直接搬入（処理料金：10kgあたり100円）してください。
- 直接搬入する場合は、指定袋に入れる必要はありません。

## 事業系のごみ

- ※ごみステーションには出せません。
- 事業活動（商店・事業所等）に伴うごみ（産業廃棄物等を除く）は、「広域クリーンセンター大田原」に直接搬入（処理料金：10kgあたり100円）するか市許可業者へ依頼してください。
- 事業系ごみ（産業廃棄物等を除く）についても、市の分別方法に従い搬入してください。
- 産業廃棄物は、県許可業者へ依頼してください。